

度について各地の実状を報告し、其態度を決定せんとしたのであるが、各地の情報と総合すると――

(イ) 警察官吏は農業の実状に暗く只権力によつてのみ解決を急ぎ、其爲め解決は速きも著しく不公正な解決となす場合が多い。
(ロ) 官権により、又官吏身分保障法の影響によつて悪小地主に掣肘を加えた処もあるが、大地主でも政治権力と結び付いて居るものは結局何等痛痒を感ぜず、従つてその効果はない。而して常に不利な立場に於て解決を強制される。

(ハ) 村駐在巡査は常と地主の支配下に置かれて居るので到底公平な解決はなされない。

(ニ) 一度不公平なる解決をなされるればその影響するところ甚大である。

(ホ) 我等が之に反対を唱ふれば檢束され、兩者の紛争防止の爲め、當なる農民運動さへも屢々彈圧される事が多い一等々であつた。

即ち以上によつて見ると、争議防止対策は完全なる農村平和から見るも有害無益で農民組合としてこの対策に対しては断乎排撃すべきである」と誌

論され、起草委員として聲明書が作成され関係當局に対してこれが陳情となすこととなつた。

(四) 小作法制定要求運動に就いて
最近の情勢としては、社会的には小作争議の逐年的増加から一殊に昨年からの大激増の傾向と依然たる農民食困の増大から、政府は小作農対策として、調停本位の政策から予防鎮圧主義の保安政策へと転換して来た。全農はこの争議防止と名とする不當干渉に対しては断乎として反対すると共に、争議激化、農民窮乏の実状から、小作法制定の運動こそ絶好の時機でもあり、且つ當面の中心題目として最適のものであると信じ、本運動を積極的に起すこととした。

而してその運動方法としては法案内容の複雑なるものでは農民に理解され難いと思はれるので内容は今議會提出議案による耕作権、小作料引下げ、減免請求権等の中心と辭りやすく現はすスロリがシとカ、ハ、ニ、ホに依つて(1) 争議防止、調停等の場合之と対比して常にアをプロする。(2) 集會其他一切の機會にまた未組織地に、(3) 特に村縣會選舉闘争には政策として候補者その他として必ず「最近の情勢に於ける小作法制定要求の意義」と執拗に宣傳せしめ